

# 民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成27年10月～28年3月実績)

(平成29年1月20日訂正)

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	212,675	426,216
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	194	401
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	16,192	30,381
④ 合計【④ = ①+②+③】	229,061	456,998

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑤ 保証金額を減額した件数	8,177	15,896

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	100	207

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑦ 新規融資件数	1,787,539	3,551,466
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)／⑦】	12%	12%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合154組合(全国信用組合連合会を含む)の合計559機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。